

## さいきょう法人キャッシュカード規定

### 第1条 (カードの利用)

普通預金(決済用預金を含みます。以下「預金」といいます。)について発行貸与したキャッシュカード(法人用、以下「カード」といいます。)は、当該預金口座について、次の場合に利用することができます。

- 1 当金庫および当金庫がオンライン現金自動預金機の共同利用による現金預入業務を提携した金融機関等(以下「預入提携先」といいます。)現金自動預金機(現金自動預入払出兼用機を含みます。以下「預金機」といいます。)を使用して預金に預入れをする場合。
- 2 当金庫および当金庫がオンライン現金自動支払機の共同利用による現金支払業務を提携した金融機関等(以下「支払提携先」といいます。)の現金自動支払機(現金自動預入払出兼用機を含みます。以下「支払機」といいます。)を使用して預金の払戻しをする場合。
- 3 当金庫および支払提携先のうち当金庫がオンライン現金自動支払機の共同利用による振込業務を提携した金融機関等(以下「振込提携先」といいます。)の自動振込機(振込を行うことができる現金自動預入払出兼用機を含みます。以下「振込機」といいます。)を使用して振込資金を預金口座からの振替えにより払戻し、振込の依頼をする場合。
- 4 その他当金庫所定の取引をする場合。

### 第2条 (預金機による預金の預入れ)

- 1 預金機を使用して預金に預入れをする場合には、預金機の画面表示等の操作手順に従って、預金機にカード(またはカードと通帳)を挿入し、現金を投入して操作してください。
- 2 預金機による預入れは、預金機の機種により当金庫または預入提携先所定の種類の紙幣および硬貨に限ります。また、1回あたりの預入れは、当金庫または預入提携先所定の枚数による金額の範囲内とします。
- 3 キャッシュカードによる預入れがあった場合に発行される「ご利用明細票」を「ATM(現金自動預金支払機)専用通帳ご利用明細票つづり」に綴りこんで保管してください。

### 第3条 (支払機による預金の払戻し)

- 1 支払機を使用して預金の払戻しをする場合には、支払機の画面表示等の操作手順に従って、支払機にカードを挿入し、届出の暗証番号および金額を正確に入力してください。この場合、通帳および払戻請求書の提出は必要ありません。
- 2 支払機による払戻しは、支払機の機種により当金庫または支払提携先所定の金額単位とし、1回あたりの払戻しは、当金庫または支払提携先所定の金額の範囲内とします。なお、1日あたりの払戻しは当金庫所定の金額の範囲内とします。
- 3 前項にかかわらず、当金庫および支払提携先の支払機による1日あたりの払戻しについて当金庫が代表者から当金庫所定の方法により届出を受けた場合には、その届出の金額の範囲内とします。
- 4 当金庫および支払提携先の支払機による1日あたりの払戻回数について当金庫が代表者から当金庫所定の方法により届出を受けた場合には、その届出の回数の範囲内とします。
- 5 支払機を使用して預金の払戻をする場合に、払戻請求

書金額と第5条2項に規定する自動機利用手数料金額との合計額が払戻すことのできる金額をこえるときは、その払戻しはできません。

### 第4条 (振込機による振込)

- 1 振込機を使用して振込資金を預金口座からの振替えにより払戻し、振込の依頼をする場合には、振込機の画面表示等の操作手順に従って、振込機にカードを挿入し、届出の暗証番号その他の所定の事項を正確に入力してください。この場合における預金の払戻しについては、通帳および払戻請求書の提出は必要ありません。
- 2 前項の振込依頼をする場合における1回あたりの振込は、当金庫または振込提携先所定の金額の範囲内とします。なお、1回あたりの振込は当金庫所定の金額の範囲内とします。

### 第5条 (自動機利用手数料等)

- 1 預金機を使用して預金に預入れをする場合には、当金庫または預入提携先所定の預金機の利用に関する手数料をいただきます。
- 2 支払機または振込機を使用して預金の払戻しをする場合には、当金庫または支払提携先所定の支払機・振込機の利用に関する手数料(前項の手数料とこの手数料を総称して、以下「自動機利用手数料」といいます。)をいただきます。
- 3 自動機利用手数料は、預金の預入れおよび払戻し時に、通帳および払戻請求書なしで、その預入れ・払戻しをした預金口座から自動的に引落します。なお、預入提携先または支払提携先の自動機利用手数料は、当金庫から預入提携先または支払提携先に支払います。
- 4 振込手数料は、振込資金の預金口座からの払戻し時に、通帳および払戻請求書なしで、その払戻しをした預金口座から自動的に引落します。なお、振込提携先の振込手数料は、当金庫から振込提携先に支払います。

### 第6条 (カードによる預入れ・払戻し金額等の通帳記入)

カードにより預入れた金額、払戻した金額、自動機利用手数料金額、振込手数料金額の通帳記入は、通帳が当金庫または提携信用金庫の預金機、支払機、振込機で使用された場合または当金庫本支店の窓口へ提出された場合に行います。なお、預入れまたは払戻した金額と自動機利用手数料金額および振込手数料金額はその合計額をもって通帳に記入します。

### 第7条 (カード・暗証番号の管理等)

- 1 当金庫は、支払機または振込機の操作の際に使用されたカードが、当金庫が代表者に交付したカードであること、および入力された暗証番号と届出の暗証番号とが一致することを当金庫所定の方法により確認のうえ預金の払戻しを行います。
- 2 カードは他人に使用されないよう保管してください。暗証番号は(代表者の)生年月日・(法人または代表者の)電話番号等の他人に推測されやすい番号の利用を避け、他人に知られないよう管理してください。カードが、偽造・盗難・紛失等により他人に使用されるおそれが生じた場合または他人に使用されたことを認知した場合には、すみやかに代表者から当金庫に通知してください。この通知を受けたときは、直ちにカードによる預金の払戻し停止の措置を講じます。
- 3 カードの盗難にあった場合には、当金庫所定の届出書

を当金庫に提出してください。

#### 第8条（偽造カード等による払戻し）

カードが偽造または変造により不正使用され生じた払戻しにかかる損害については、当金庫および支払提携先は責任を負いません。ただし、この払戻しがカードおよび暗証番号の管理について預金者の責に帰すべき事由がなかったことを当金庫が確認できた場合の当金庫の責任については、このかぎりではありません。

#### 第9条（盗難カードによる払戻し）

カードが盗難されたことにより不正使用され生じた払戻しにかかる損害については、当金庫および支払提携先は責任を負いません。

#### 第10条（カードの紛失、届出事項の変更等）

カードを紛失した場合または法人名、代表者その他の届出事項に変更があった場合には、直ちに代表者から当金庫所定の方法によりカード発行店に届出てください。

#### 第11条（カードの再発行）

- 1 カードの盗難、紛失等の場合のカードの再発行は、当金庫所定の手続をした後に行います。この場合、相当の期間をおき、また保証人を求めることがあります。
- 2 カードを再発行する場合には、当金庫所定の再発行手数料をいただきます。

#### 第12条（預金機・支払機・振込機への誤入力等）

預金機・支払機・振込機の使用に際し、金額等の誤入力により発生した損害については、当金庫は責任を負いません。

なお、預入提携先の預金機、支払提携先の支払機、振込提携先の振込機を使用した場合の預入提携先、支払提携先または振込提携先の責任についても同様とします。

#### 第13条（解約、カードの利用停止等）

- 1 預金口座を解約する場合またはカードの利用を取りやめる場合には、そのカードをカード発行店に返却してく

ださい。また、当金庫普通預金規定により、預金口座が解約された場合にも同様に返却してください。なお、未処理取引のある場合は、その処理が終了するまで解約を延期させていただく場合があります。

- 2 カードの改ざん、不正使用など当金庫がカードの利用を不適当と認めた場合には、その利用をおことわりすることがあります。この場合、当金庫からの請求がありしだい直ちにカードを発行店に返却してください。
- 3 次の場合には、カードの利用を停止することがあります。この場合、当金庫の窓口において当金庫所定の代表者確認書類の提示を受け、当金庫が代表者であることを確認できたときに停止を解除します。
  - (1) 第14条に定める規定に違反した場合
  - (2) 預金口座に関し、最終の預入れまたは払戻しから当金庫が別途表示する一定の期間が経過した場合
  - (3) カードが偽造・盗難・紛失等により不正に使用されるおそれがあると当金庫が判断した場合

#### 第14条（譲渡、質入れ等の禁止）

カードの所有権は当金庫に属し、カードの譲渡、質入れまたは貸与することはできません。

#### 第15条（規定の適用）

この規定に定めのない事項については、当金庫普通預金規定および振込規定により取扱います。

#### 第16条（規定の変更）

- 1 この規定の各条項その他の条件は、金融情勢の状況の変化その他相当の事由があると認められる場合には、当金庫ウェブサイトへの掲載による公表その他相当の方法で周知することにより、変更できるものとします。
- 2 前項の変更は、公表等の際に定める適用開始日から適用されるものとします。

以上